学校法人東京聖徳学園　求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメント防止方針

学校法人東京聖徳学園（以下「本学園」といいます。）は、本学園に対する求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントに関し、以下のとおり方針を明確化し、教職員及び求職者等に対し、周知・啓発します。

1　基本方針

本学園では、本学園に対する求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントを禁止し、同ハラスメントを行った者については、就業規則その他の関係規程に基づき、厳正に対処します。また、本方針及び関係規程を教職員に周知・啓発し、求職活動等においてハラスメントが生じない環境の整備に努めます。

2　定義

(1) 求職者等

本学園に対して求職活動を行う者、本学園が実施する教職員の採用に関する活動に参加する者、及び実習を受ける者その他これに準ずる者を指します。

(2) 求職活動等

本学園に対する求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指します。

(3) 教職員

本学園の専任及び兼任の教職員並びに派遣労働者及び委託業務従事者等学園で働くすべての者を指します。

(4) 求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメント

求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該求職者等が求職活動等を行う上で重大な支障が生じることを指します。

(5) 求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントの内容

求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントの内容としては、以下のような例が考えられますが、これらの例に限られるものではありません。

・教職員が求職者等に対し、性的な事実関係を尋ねたり、性的な冗談やからかいを行ったりすること。
・教職員が求職者等の身体に必要なく触れたり、性的な関係を求めたりすること。
・教職員が求職者等に対し、採用、インターンシップその他の求職活動等に関して、性的な言動を行い、又は性的な要求をすること。

3　求職活動等に関するルール

本学園では、求職活動等に関するルールについて、以下のとおり定め、周知・啓発します。

・面談その他の採用に関する対応は、原則として本学園の勤務時間内に本学園施設内又はオンラインで行うものとします。
・教職員個人と求職者等が個人のＳＮＳ、メール等で連絡することを禁止し、本学園からの連絡は、本学園が指定する方法に限るものとします。
・面談は、原則として複数名の教職員で対応するものとします。
・本学園では、求職活動等に関し、教職員と求職者等が飲酒を伴う飲食を行うことを禁止します。

4　相談窓口及び相談への対応

本学園は、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントについて相談できる窓口を下記のとおり設置し、相談窓口担当者が、相談者の相談内容や状況に応じ適切に対応します。相談窓口の担当者に対し、相談を受けた場合の対応について適宜必要な研修を行って参ります。本学園は、相談内容及び対応の経過について必要な記録を作成し、相談者、行為者その他関係者のプライバシーに配慮して適切に管理します。

相談窓口　：　総務課　メールアドレス　soumu_soudan@wa.seitoku.ac.jp

5　事後対応

本学園では、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントに係る相談の申出があった場合、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認し、改めて本方針を周知・啓発します。

また、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントが生じた事実が確認できた場合、速やかに被害者に対する配慮のための措置、セクシュアル・ハラスメントに係る言動の行為者とされる者に対する適正な措置を行います。

6　不利益取扱を行わないこと

本学園では、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントについて求職者等が相談を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行いません。

令和 8 年 10 月
学校法人東京聖徳学園
理事長　川並　弘純